

平成 2 8 年 3 月
防 衛 省

「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 2 9 条に基づく特定給付金に係る土地の「使用又は収益」の開始日について」に関する意見の募集結果について

防衛省において、平成 2 8 年 2 月 1 5 日（月）から同年 3 月 1 5 日（火）までの間、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第 2 9 条に基づく特定給付金に係る土地の「使用又は収益」の開始日について」について、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、2 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する防衛省の考え方を別紙のとおり報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省地方協力局施設管理課

〒1 6 2－8 8 0 1 東京都新宿区市谷本村町 5－1

TEL：0 3－3 2 6 8－3 1 1 1（内線 3 6 2 9 9）

○ 沖縄防衛局管理部返還対策課

〒9 0 4－0 2 9 5 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 2 9 0 番地 9

TEL：0 9 8－9 2 1－8 1 3 1（内線 4 3 7）